

平成 19 年度における旧大口市・菱刈町の 健全化判断比率を合算して公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」第 23 条第 1 項により、合併して新設された市町村は、合併前の旧市町村の健全化判断比率について合算を行い、公表することになっています。

これを受け、以下のとおり平成 19 年度の旧大口市・菱刈町の健全化判断比率を合算して公表します。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率 (旧大口市・菱刈町の合算値)	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実質赤字比率		13.45	20.00
連結実質赤字比率		18.45	40.00
実質公債費比率	17.8	25.0	35.0
将来負担比率	109.3	350.0	

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がなかったため、「 」と表示しています。

【健全化判断比率とは】

三位一体の改革や日本経済の低迷を受けて、地方の財政状況はさらに厳しさを増しています。数年前の夕張市の財政破綻を発端として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「健全化法」と呼びます)」が制定されました。

この健全化法には、今までの地方公共団体の破産である「財政再建団体」の一步手前の危険な状態であるかどうかを判断する指標が設定されました。これを「早期健全化基準」といいますが、破産の状態である「財政再建団体」がレッドカードの状態であるとする、「早期健全化判断基準」はイエローカードであるといえます。

旧大口市・菱刈町の平成 19 年度決算においては、基準を超えた比率とはなっていませんが、財政的に余裕のある数値とはいえない状況であり、合併後の伊佐市においてもこれまで同様、財政健全化のための取組みが必要であるといえます。

【解説】

「実質赤字比率」及び「連結赤字比率」は、19 年度一年間の収入から支出を差し引いた金額の標準財政規模(地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模)に対する比率です。

通常、収入以内の支出となっていますので、ほとんどの市町村では「 」となると思われます。

「実質公債費比率」は、普通会計において 1 年間に支払った元利償還金及び一般会計から他会計への補助金等のうち元利償還金に充当したと見込まれる額に基づく金額の標準財政規模に対する比率であり、3 年間(17・18・19 年度)の平均値です。

「将来負担比率」は、19 年度末の借入金残高に基づく金額及び全職員が退職したと仮定した場合の退職手当に基づく金額などの標準財政規模に対する比率です。

【お問合せ先】伊佐市役所 財政課 財政係 電話 23 - 1311 (内線 1142・1143)